

平成29年8月29日

福井県薬剤師会・福井県病院薬剤師会

認定実務実習指導薬剤師 各位

認定実務実習指導薬剤師更新講習会「講座カ」開催のご案内

薬学生実務実習運営委員会

委員長 木村嘉明

秋暑の候、平素は薬学生薬局実務実習に対して、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成17年度から認定実務実習指導薬剤師の養成事業が開始、平成22年から薬局実務実習が実施され7年目となり、認定実務実習指導薬剤師の方の資格有効期限（6年間）が順次切れますので更新が必要となります。なお、各指導薬剤師の先生方の認定期限については、日本薬剤師研修センターのホームページ「認定実務実習指導薬剤師名簿（北陸：福井県：平成29年6月30日現在）」に掲載されていますので必ず確認をお願いいたします。

「認定実務実習指導薬剤師更新」の要件として、認定実務実習指導薬剤師更新講習会講座カの受講が必須となっています。つきましては、更新DVD講習会講座カを開催しますのでご参加をお願いいたします。

講座カをDVD上映の形式で開催いたします。テキスト代300円徴収

日時： 平成29年10月5日（木） 19：00～20：00

場所： 福井県薬剤師会館2階 研修室

内容：講座カ

※ 福井県薬剤師会および福井県病院薬剤師会の非会員については、受講料5,000円

なお、講座カは、本講習会の他に、eラーニングにて受講可能です。

eラーニング「認定実務実習指導薬剤師更新講習（講座カ）」の関連HPアドレスは以下の通りです。

http://www.jpec.or.jp/kenshu/jyukou/kenshunintei_e-learning_shidoyakuzaishi.html

ただし、更新講習会では300円（テキスト代）ですが、eラーニングでは2160円かかります。

更新申請に際して満たすべき条件は次の通りです。

① 6年間の認定期間中に、実務実習生の指導実績が1例以上あること。

➡福井県の薬局実務実習体制においては、基幹薬局・協力薬局・オプション薬局、すべてが該当します。

ただし、指導実績がない場合は、ない理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を記載した書類を提出する。それに基づき認定実務実習指導薬剤師認定委員会が個別に審査。

②勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。

ア 現に実務に従事していること。

イ 6年間の認定期間中のいずれかの時点で3年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること。

ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること。

③更新講習を受講していること。講習会形式

内容は薬学教育モデル・コアカリキュラムの主な変更点、薬剤師に求められる基本的な資質等。

講座カ受講後、更新申請に必要な様式は、以下のホームページからダウンロードできます。
日本薬剤師研修センターHP→各種認定制度→認定実務実習指導薬剤師制度→申請・手続き
(認定実務実習指導薬剤師の更新申請) 不明な点については、日本薬剤師研修センターホームページ (HP) 内にある「よくある質問」→「認定実務実習指導薬剤師制度のQ&A」を参照して下さい。

参加ご希望の方は、修了証作成等事務準備の都合がありますので、9月15日(金)までに、下記申込書に必要事項を記入し、福井県薬剤師会までFax (0776-27-4077) して下さい。なお、事前申込のない方の参加は、お断りすることがありますのでご了承ください。

認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会参加申込書

施設名 _____ 電話番号 _____

氏名	氏名
氏名	氏名
氏名	氏名
氏名	氏名

* 申込用紙が不足した場合は、本用紙をコピーして使用して下さい！

(一社) 福井県薬剤師会事務局 行

Fax : 0776-27-4077 ※締切9月15日 (金)